

申込書配布期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が東京都内に居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が東京都内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、20歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みません。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
ア「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
イ ア以外の在留資格の場合は、申込書配布期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込書配布期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) 内縁関係の方との申込みは、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに婚姻できること。
イ 申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が11ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
※ 2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者（8ページ親等図の黒丸数字の範囲）
3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（8ページ親等図のすべての範囲）
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込書配布期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、20ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は、21～27ページでお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込書配布期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込書配布期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が次ページの入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家がでるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

6 若年夫婦・子育て世帯向(定期使用住宅)に申込みをする場合、世帯構成と年齢の両方が次の要件にあてはまること

世帯構成：「夫婦」、「夫婦と子」または「ひとり親と子」のいずれかであること。

年齢：「全員が40歳未満」または「全員が45歳未満で、そのうち18歳未満の子が3人以上いる。」のいずれかであること。

単身者向の入居資格

年齢等の基準日は、9ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込書配布期間に、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に継続して3年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること

単身で日常生活が送れること。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申込みできます。なお、精神障害者および知的障害者については、入居資格審査のときに居住支援の状況を確認する場合があります。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者を含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	29㎡未満	5人	56㎡未満	
	3人	39㎡未満	6人	66㎡未満	
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

4 次の資格要件のいずれかにあてはまること

あてはまる資格要件の申込区分番号を申込書に記入してください。

申込区分	申込区分番号	資格要件
60歳以上	101	60歳以上であること。
身体障害者1級～4級	023	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者(103)」の精神障害の程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること(都内居住が3年未満でも可)。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者をいう。
ハンセン病療養所入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	105	配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。)から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

5 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、20ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。
所得の計算方法は、21～27ページでお確かめください。

6 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。

- (1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。
ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60歳以上であること。
	心身障害者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	申込書配布期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅等	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家がでるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

※ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

※ 申込地区一覧の入居人数欄が「単身」となっている申込地区には、現に公的な住宅の名義人であっても申込みできます。

7 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

① 申込地区番号

- ・申込地区一覧（37ページ～）から地区をひとつ選び、番号を5桁でていねいに記入してください。申込み後は、申込み地区の変更はできません。
- ・各申込地区の入居人数と⑤および⑥で記入する都営住宅に入居する人数があてはまらなければ受付できません。

② 申込区分番号

申込区分の確認（16～19ページ）で、あてはまる申込区分番号をお確かめのうえ3桁でていねいに記入してください。複数の区分にあてはまる場合は、そのうちひとつのみを記入してください。未記入、誤記入の申込書は受付できません。

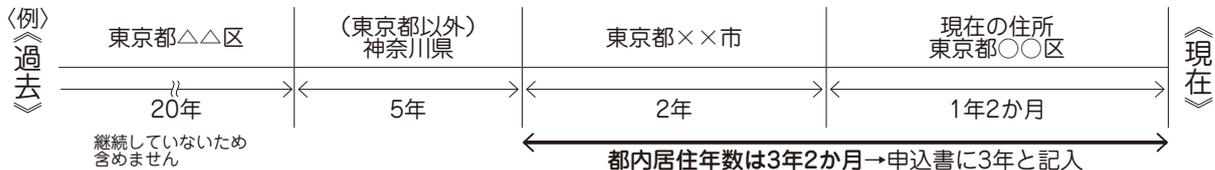
③ 申込者

- ・現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。
- ・氏名は住民票と同じ表記で、ていねいに記入してください。文字が読み取れないと氏名・住所を正しく登録できず、受付不能や郵便物不達などの原因となります。
- ・氏名のフリガナも必ず記入してください。外国人の方もカタカナで記入してください。

④ 都内居住年数

現住所を含めて、申込時点で東京都内に継続して住んでいる年数を記入してください。居住年数が1年未満の場合は1年と記入してください。単身で申込みの方は、この年数が3年以上であることが必要です。

現在（申込書配布期間）からさかのぼって継続して東京都内に居住している年数をいいます。



上の例の場合、一度他県へ転出し、東京都内に戻ってから都内で転居しています。継続した都内居住年数は3年2か月となるので、申込書には3年と記入してください。

⑤ 同居親族の人数、都営住宅に入居する人数

どちらも申込者を含めた人数を記入してください。都営住宅に入居予定の人数は⑥に記入する人数と同数になります。

妊娠中の方がいる場合、申込書配布期間に生まれていない子は入居する人数に加えないでください。ただし、出生後は都営住宅に入居できます。

⑥ 氏名・フリガナ・続柄・続柄番号

- ・都営住宅に入居する親族全員について、氏名は住民票と同じ表記でていねいに記入し、フリガナも省略せずに記入してください。
- ここに書かれた方以外は入居できません。ただし、申込書配布期間後に出生した子は入居できます。
- ・続柄は、申込者からみた関係を、続柄番号表から続柄と番号を記入してください。
- 続柄番号「96（その他）」の場合は、具体的な続柄も記入してください。

⑦ 年間所得金額・特別控除金額

所得の種類に応じて、ひとりずつ所得金額を計算してください。

- 給与所得（会社員、パート、アルバイトの方など） ……22～23ページ
- 事業等所得（自営業、外交員など） ……24ページ
- 年金所得 ……25ページ

上記の所得計算の結果、所得がある方は、特別控除の内容と金額をお確かめください。（26ページ）
入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑧ 職業

高校生以上の方については空欄にせず、会社員、派遣、パート、アルバイト、学生、自営、事業専従者、休職中、無職、求職中、生活保護、などと記入してください。年金を受け取っている方は、「年金」と記入してください。

⑨ 申込者の現在のお住まいについて

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑩ 書き間違えたときの訂正方法

例のように、訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

⑪ 切手貼付欄

抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金として、郵便局への支払いに使用します。はがれないようにしっかりと貼り付けてください。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは通知はがきを送付しません。